

令和3年11月25日

岩内町長 木村清彦様

岩内町上下水道料金等審議会
会長 志賀昇

水道料金等に関する事項の審議について（答申）

令和3年1月20日付け岩経号により本審議会に諮問されました標記の件について、慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

記

- 1 答申事項
水道料金等の改定について
- 2 答申内容
別紙のとおり

水道料金等の改定について（答申）

令和元年10月に策定された「岩内町水道事業経営戦略」では、最短で令和4年度中に資金残高不足に陥るため早期の料金改定が必要であるとされ、令和2年から料金改定に向けての議論が始められる予定でありましたが、同時期から急拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により先送りとされておりました。

しかしながら、料金改定の先送りは、資金残高の減少と経営健全化の遅れを招き、結果的に、改定率の更なる上昇を招くこととなるため、新型コロナウイルス感染症が地域経済や事業経営に大きな影響を及ぼしている状況でありましたが、岩内町上下水道料金等審議会では、料金改定の議論を進めて参りました。

令和3年1月からこれまで計7回にわたり審議会を開催し、水道事業の現在の財政状況と今後の見通し、水道料金等の改定などについて慎重に審議を重ねるとともに、審議会が出された意見を取りまとめた「水道料金等の改定について（素案）」に対する住民からの意見等についても検討を行って参りました。

その結果、適正かつ公平な水道使用者の負担バランス等を考慮し、住民はもちろん、経済活動に与える影響等も含めて十分に考慮した上で、次のとおり意見を取りまとめましたので答申いたします。

1. 水道料金等改定の必要性について

令和4年度から令和13年度までの財政収支計画などを基に、水道事業の経営状況を判断すると、水道料金等の改定が必要であると考えます。

料金改定にあたっては、住民負担の急激な増加を勘案し、段階的な実施が望ましく、料金算定期間については、令和4年度から令和8年度までの5年間とすることが適当である。

2. 料金体系について

(1) メーター使用料

水道メーターに係る料金を明確に区分することや、支払方法の選択肢（分割・一括）を維持するため、現行どおり、水道料金とは別にメーター使用料を設定することが適当である。

(2) 用途別料金体系

用途別の料金体系は比較的シンプルで使用者にも十分浸透しているため、用途別料金体系を継続するとともに、各用途での負担割合は、従来と同じ負担割合とすることが適当である。

(3) 逓減型の超過料金

水道創設当初に商工業振興のため、業務用・団体用・工業用で導入された逓減型の超過料金は、現在の地域経済の状況や町内事業者の経営状況を考慮すると、継続することが適当である。

(4) 「基本水量」及び「基本料金と超過料金の構成比」

当面は、安定的な事業資金の確保と、負担の公平性を最優先し、急激な変更によって新たに発生する使用者間の格差を避けるため、基本水量を10m³とし、基本料金（メーター使用料を含む）と超過料金の構成比も現行どおり配分することが適当である。

3. 料金改定率について

令和4年度から令和13年度までの財政収支計画において、健全な経営を行うためには、平均30%を超える値上げが必要と考えるが、使用者の負担等を考慮すると、別表のとおり値上げが適当であり、平均で24.9%の値上げとなる。

4. 料金改定の時期について

水道事業の経営状況を鑑みると、一刻も早い料金改定が必要であるが、住民への周知期間等も考慮すると、令和4年4月からの実施が望ましい。

【付帯意見】

(1) 料金改定の住民周知

水道料金等の改定にあたっては、料金改定の必要性や内容について十分に周知説明するとともに、積極的に情報提供を行い、住民の理解が得られるよう努められたい。

(2) 財政収支計画と今後の水道事業経営

財政収支計画では、料金改定を行ってもなお、資金不足額が発生する見込みであることから、更なる事務事業の効率化・合理化に努めるとともに、収入に関しては、水道料金、メーター使用料の改定のみならず、あらゆる項目において、収入増につながる方策を検討されたい。

また、料金算定期間の5年間の満了を目途に、財政収支計画の検証を実施されたい。

(3) 水道料金体系

急激な変更による影響をできるだけ排斥するため、「各用途間の負担割合」、「逓減型の超過料金」、「基本水量」、「基本料金と超過料金の構成比」などで従来の料金体系を継続していくこととしたが、次回の水道料金等の見直し時には、令和13年度までの財政収支計画や事業全体の状況と照らしながら再考し、どのような料金体系が最も望ましいか検討されたい。

特に「基本水量」については、道内の事業体では8 m³が最も多く採用されている状況や、基本水量を廃止する事業体もあることも踏まえ、節水インセンティブなども考慮した中で検討されたい。

別表

水道料金表 (案)

用途	基本料金 (1ヵ月につき)		超過料金	
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
家事用	10立方メートルまで	2,110円	1立方メートルにつき	276円
業務用・ 団体用	10立方メートルまで	2,810円	50立方メートルまで1立方メートルにつき	276円
			50立方メートルを超える1立方メートルにつき	248円
公衆浴場用	10立方メートルまで	2,810円	50立方メートルまで1立方メートルにつき	207円
			50立方メートルを超える1立方メートルにつき	179円
			100立方メートルを超える1立方メートルにつき	138円
工業用	50立方メートルまで	14,080円	100立方メートルまで1立方メートルにつき	276円
			100立方メートルを超える1立方メートルにつき	248円
			200立方メートルを超える1立方メートルにつき	220円
			300立方メートルを超える1立方メートルにつき	193円

(消費税込み)

メーター使用料 (案)

口径	1ヵ月1個の使用料	口径	1ヵ月1個の使用料
13ミリメートル	520円	40ミリメートル	1,170円
20ミリメートル	600円	50ミリメートル	3,790円
25ミリメートル	630円	75ミリメートル	4,160円

(消費税込み)